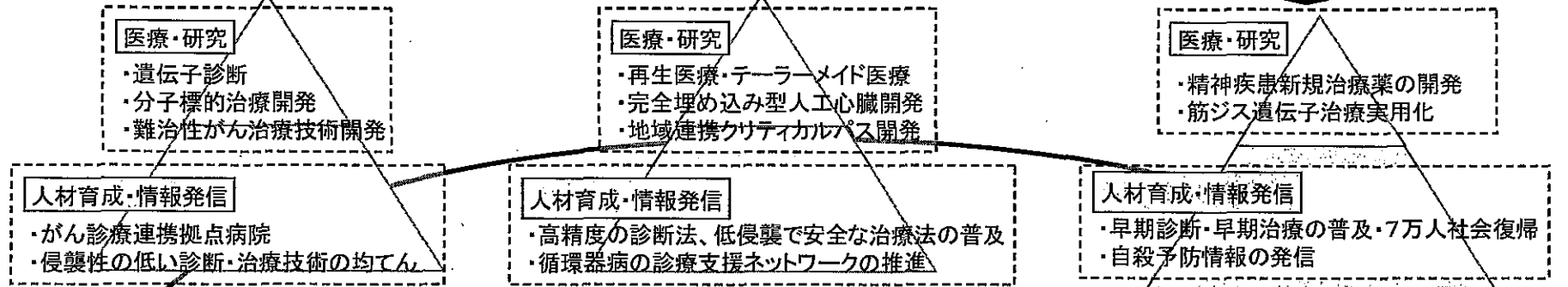
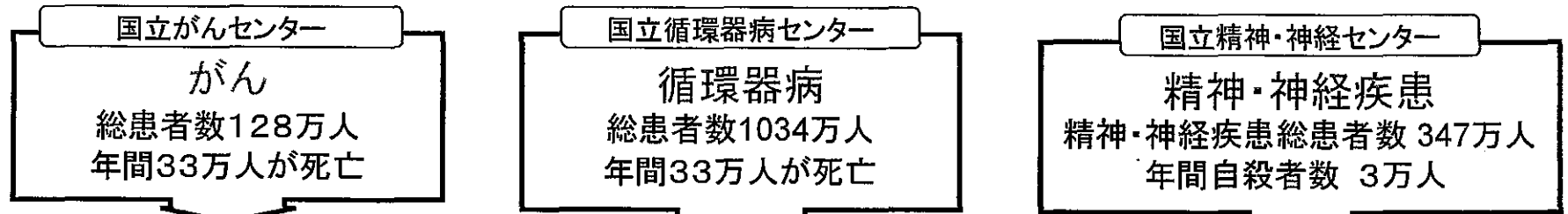
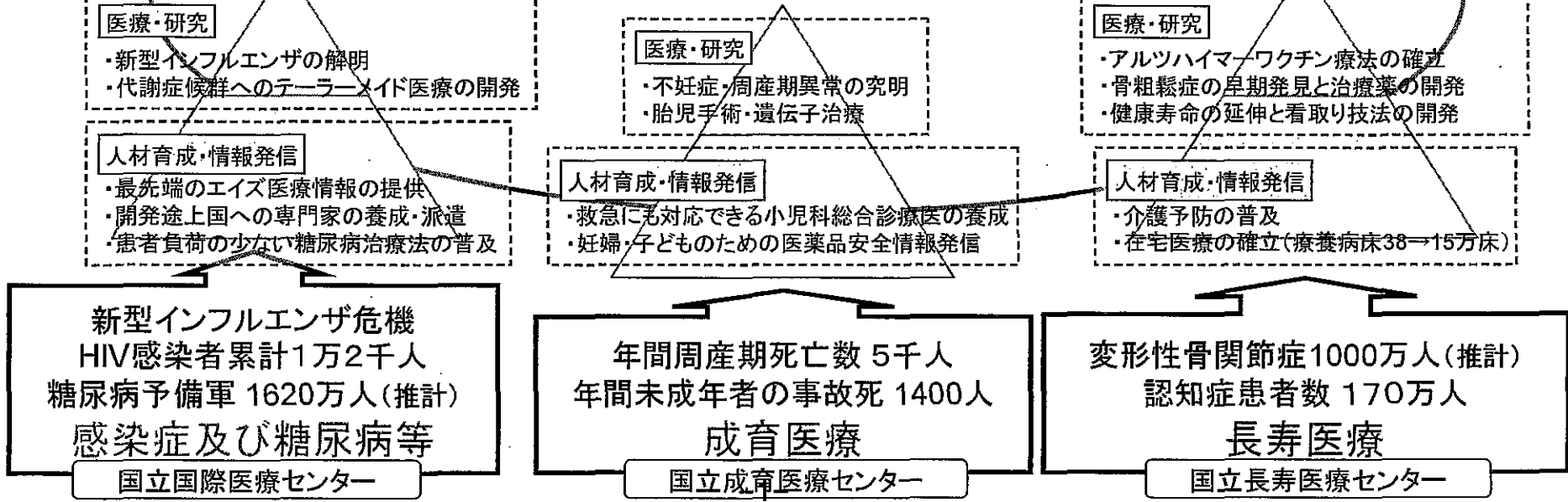


主な医療政策において
国立高度専門医療センターの果たしている
主な役割

国立高度専門医療センター(ナショナルセンター)を 中核に取り組む主な医療課題



我が国が対応すべき疾患群



主な医療施策においてNCの果たしている主な役割(現状)

①国立がんセンター

政策医療分野	がん	<p>がんは、昭和 56 年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間約 30 万人の方が亡くなっている。これまで、昭和 59 年度から3次にわたるがん戦略事業を推進しているところである。</p> <p>「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生存率の20%改善を目標に掲げている。またがん対策基本法が平成 19 年 4 月に施行されたところであり、がん対策基本計画の策定が予定されている。</p>	
国の責務	<p>がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p>(医療)</p> <p>がん対策基本法(以下「法」という。) 第15条第2項</p>	<p>(医療)</p> <p>・国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、<u>国立がんセンター</u>、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(医療)</p> <p>○がん医療の標準化・均てん化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の知見に基づいた標準的治療の開発・実践・普及 ・外来通院治療などの効率的・効果的ながん医療の実践と普及 ・がん医療を行う医療機関の連携促進 ・がん医療の質の管理の推進

	<p>第 16 条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」(平成 19 年 4 月 18 日新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 健康増進法第 16 条</p>	<p>・国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること</p> <p>・がん医療の提供体制の充実 がんは日本人の死亡原因の一位であり、平成 18 年に制定された「がん対策基本法」により、がんの予防から治療の向上、患者の生活の質(QOL)の確保が求められている。</p> <p>① オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 ② 除痛、緩和ケアの推進と QOL の確保</p> <p><u>(研究)</u> ・国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔病理診断支援の実施 ・ 遠隔画像診断支援の実施 ・ 放射線治療治療品質管理の実施 <p>・ がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上と普及</p> <p><u>(研究)</u> ○がんの実態把握と有効な予防法の開発と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録に基づくがん発生状況の把握 ・ 生活習慣とがん発生との因果関係の解
--	---	--	--

	<p>法第 17 条第 2 項</p> <p>法第 18 条</p> <p>法第 18 条第 2 項</p>	<p>相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。</p> <p>・国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする</p> <p>・国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの実態把握としての地域がん登録の支援 ・ がんの罹患、転帰などの現状把握を推進するための院内がん登録等の体制整備 <p>○革新的ながんの予防法、高度先駆的ながんの診断や治療等の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの本態解明とその知見に基づく予防・診断及び治療法の開発 ・ がんの本態(原因)解明に基づく予防方法の研究開発 ・ 死亡率減少効果の実証に基づくがん検診方法の研究開発 ・ 基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい診断および治療技術の開発と積極的臨床導入 <p>○我が国における臨床試験の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治験・研究者主導臨床試験の推進 ・ 研究者主導多施設共同臨床試験のデータセンターの整備・運用とそれに通じた臨床試験の質(科学性・倫理性)の向上
--	--	--	--

	<p>新たな治験活性化5ヵ年計画</p> <p>第3期科学技術基本計画</p> <p>法第13条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」</p>	<p>・中核病院・拠点医療機関の体制整備</p> <p>「ライフサイエンス分野」において戦略重点科学技術として「臨床研究・臨床への橋渡し研究」が選定されており、「臨床研究推進のための体制整備」として</p> <p>① 支援体制等の整備・増強</p> <p>② 臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成</p> <p>③ 研究推進や承認審査のための環境整備</p> <p>を行うよう求められている。</p> <p>・がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・「女性がん」への挑戦</p> <p>①乳がん検診の有効性に関する研究の推進</p>	<p>○がん検診にかかる研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診の有効性評価とそれに基づくガイドラインの作成と定期的更新 ・ がん検診の精度管理向上に関する研究 ・ 有効ながん検診法の開発 ・ 検診率向上のための方策開発 ・ 遺伝多型などのゲノム情報に基づいたがんの高リスク群の検索 ・ ヒト及び及び動物モデルの解析による、発がん感受性要因(がん易罹患性要因)の探索 ・ 乳がんの個別化医療の開発、乳がんの発がんリスクの研究等
--	--	--	---

		<p>②がんの研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策の一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①がんの早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 「安心・身近な」がん検診の普及推進 <ul style="list-style-type: none"> (PET・MRI、超音波エコー等を用いた有用な早期診断技術の研究開発) ②がん医療の提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 <ul style="list-style-type: none"> (個人の特性に応じた治療効果と生活の質(QOL)を両立する観点からのピンポイント治療の研究開発と普及) ・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。 ・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化 5 年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中 ・ 医師主導治験7試験(終了1, 実施中2 試験、計画 4;うち 6 試験は当センターが調整医師業務等の中核機能を担っている)の実施により、企業論理とは独立して国民の未承認薬へのアクセス機会の提供 ・ 多数の国際共同治験(平成 19 年度新規 4 試験、継続 11 試験)実施の実績を踏まえ、国際共同治験推進の旗振り役として機能
--	--	---	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 法第14条</p> <p>法第16条</p> <p>法第17条</p>	<p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p>医療クラスター、治験中核病院・治験拠点医療機関等について、共通のネットワークを形成し、臨床への橋渡し研究や治験・臨床研究の計画が実施されるよう調整される体制を構築する。</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること</p> <p>・がん患者及びその家族に対する相談支</p>	<p>・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化5か年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中</p> <p>・日本医師会治験促進研究事業による医師主導治験を当該事業による大規模治験ネットワーク参加医療機関を束ねて実施(終了1 実施中1 計画中2)</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>○がん医療を推進する人材育成</p> <p>・高度先駆的ながん医療技術の開発とその基礎を担う人材育成</p> <p>・専門的知識・技術を有する医療従事者の育成(がん診療に従事する医師、看護師等の国主催の研修。放射線治療計画に係る研修、がん登録実務者研修等)</p> <p>・がん患者の療養生活の質の向上にかかる人材の育成(相談支援センター相談員講習会)</p> <p>・がん対策情報センターによる相談支援</p>
--	---	---	---

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 法第17条</p> <p>法第12条</p> <p>・「新健康フロンティア戦略」</p>	<p>援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・関連する人材の育成・確保 大学等において、医師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大をはかる。 臨床研究コーディネーター等、臨床研究を支援する専門家の育成をはかる。 臨床研究コーディネーター等については、新規に3,000人の養成を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる</p> <p>・国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・乳がんや乳がん検診についての普及啓発 ②「20歳からの子宮がん検診」などの普及 ③がん患者に対する相談及び支援</p>	<p>・中央病院遺伝相談外来「がん遺伝子の相談室」</p> <p>・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化5か年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中</p> <p><u>(情報発信)</u> ○がん医療にかかる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策情報センターにおけるがん医療等にかかる情報収集及び提供 ・がん罹患率、生存率に関する正確な情報の収集及び提供 ・科学的根拠に基づいたがん予防法の評価とその情報提供 ・科学的根拠に基づいたがん検診の有効性評価とその情報提供
--	--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・がんの早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①「安心・身近な」がん検診の普及推進 ア がん検診の正しい情報の発信、啓発 ・がん医療の提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①オペ中心の治療から集学的治療への転換の推進 ア放射線治療、化学療法に関する人材育成、普及推進 ②除痛、緩和ケアの推進とQOLの確保 ア医師に対する研修、普及啓発等 ・世界に先駆けて超高齢化社会に突入する日本において、その基盤となる研究開発力の向上を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤人材の育成 ア 医師を補助し、研究を支援する人材の養成・活用を促す(CRC、生物統計家等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療技術実用化総合研究事業・臨床研究基盤整備推進研究により、「新たな治験活性化 5 力年計画」でいうところの中核病院として臨床研究に関する人材育成と教育・施設整備を実施中
--	--	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

②国立循環器病センター

政策医療分野	循環器病	<p>循環器病は、患者数、医療費、国民の死亡原因として上位を占めるのみならず、後遺障害により生活の質(QOL)を著しく低下させること等により、社会活動や国としての発展性にも大きな影響を及ぼすことから、その克服のための対策が重要視されている。</p> <p>健康日本21において、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見等について目標が設定されており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中对策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。</p>	
国の責務	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号) (国の責務) 第三条 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号) (国の責務) 第三条 国は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号) 二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。 (一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等 <u>(医療)</u> ・「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ <u>(医療)</u> ・脳死者の身体から摘出された臓器の移植の実施は、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定</p>	<p>NC の実施している主な事業 <u>(医療)</u> ・臓器移植ネットワークにおける移植施設として登録され、法に基づく心臓移植の約半数(21/43)を実施</p>

<p>・健康フロンティア戦略</p> <p>・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 健康増進法第 3 条</p> <p>・「健康日本21」中間評価報告書</p> <p>・難病対策要綱</p>	<p>・救急医療体制の整備 CCU(心疾患集中治療室)・SCU(脳卒中集中治療室)整備</p> <p>・脳卒中・心筋梗塞等の急性期リハビリテーションの推進</p> <p>・発症後直ちに専門的な治療が受けられる体制の整備</p> <p>・脳卒中、心筋梗塞等の治療の推進</p> <p>・糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p><u>(研究)</u> 国及び地方公共団体は、・・・健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進・・・に努めなければならない。</p> <p>・循環器病に関する研究の推進や調査の実施による科学的根拠に基づく循環器病対策の推進</p> <p>・調査研究の推進</p>	<p>・超急性期や重篤症例にも適応可能な脳卒中・心疾患・血管疾患等に対する高度救急・集中治療システムの確立と普及</p> <p>・循環器救急医療のモバイルテレメディスンシステム開発(情報連携による院外死防止)</p> <p>・循環器疾患の超急性期からのリハビリテーション法の確立と普及</p> <p><u>(研究)</u> ・循環器病研究委託費による研究の実施</p> <p>・循環器分野の難病の原因究明・治療法開発(特発性拡張型心筋症、原発性肺高血圧症等)</p>
---	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな治験活性化5カ年計画 ・医療機器産業ビジョン「国際競争力強化のためのアクションプラン」 ・健康フロンティア戦略 ・新健康フロンティア戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核病院としての治験を含む臨床研究推進体制の整備 ・医工薬連携の強化 ・心疾患・脳卒中・糖尿病の画期的な予防・診断・治療法の開発 ・再生医療技術等の研究開発のさらなる推進 ・個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発・普及 ・脳と心臓のダメージを最小限に抑えるための治療方法の開発 ・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模治験ネットワーク参加や医師主導型治験実施(ヘパリン起因性血小板減少症の薬物治療)と評価 ・臨床研究基盤整備事業 ・国立循環器病センター研究所に先進医工学センターを設置。医学・工学・薬学等の人材が集積するとともに、企業との連携を一層強化して、高度先進医療機器開発及び実用化を推進 ・重症循環器病の画期的診断・治療技術の開発 ・治療困難患者に対する心臓弁・心筋・血管再生医療の推進
--	---	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 健康増進法第3条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、NCを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・国立高度専門医療センター等を中心とした医療クラスター、中核病院、拠点医療機関との連携強化等の臨床研究・治験環境の整備を通じて、国際共同治験に組み込まれる環境を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・国は、・・・人材の養成・資質の向上・・・に努めなければならない。</p> <p>・医、薬、理、工学が連携した教育研究の取り組みを支援する。</p> <p>・医師を補助し、研究を支援する人材の養成・活用(臨床試験コーディネーター、</p>	<p><u>(研修)</u></p> <p>・レジデント・専門修練医研修</p> <p>・循環器病診療に従事する医師、看護師技師等の国主催の研修</p> <p>・独自に専門看護師(CVEN)を認定</p>
--	--	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 健康増進法第3条</p> <p>・健康日本21</p>	<p>生物統計家等)</p> <p>・関連する人材の育成・確保 大学等において、医師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大を図る。 臨床研究コーディネーター等、臨床研究を支援する専門家の育成を図る。 臨床研究コーディネーター等については、新規に3,000人の養成を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、…に努めなければならない。</p> <p>・循環器疾患対策に関する知識の普及啓発</p>	<p><u>(情報発信)</u></p> <p>・循ネット(「循環器病診療総合支援全国ネットワークシステム」運用、次世代ネットワークシステムへの移行</p> <p>・循環器病情報サービス(センターホームページ内)</p>
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

③国立精神・神経センター

<p>政策医療分野</p>	<p>精神疾患(発達障害・自殺対策を含む)</p>	<p>「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を推し進めていくため、平成16年9月の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、国民各層の意識の変革や精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進めることとしている。</p> <p>「精神保健医療福祉の改革ビジョン」は、平成26年までの達成目標として、精神疾患についての認知度を90%以上、各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下、退院率(1年以上群)を29%以上とすることとしている。</p> <p>また、人口10万人当たりの自殺死亡率も欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にある。自殺の対策についても、平成18年10月に施行された自殺対策基本法に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等に対する支援の充実に努めているところ。</p> <p>さらに、発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされておらず、家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている状況を鑑み、平成18年4月に施行された発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する国民の不安の軽減等に努めているところ。</p>
<p>国の責務</p>	<p>精神保健福祉法(平成十八年法律第九四号) (国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p> <p>自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する</p>	

	<p>責務を有する。</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法第百十号) (医療の実施)</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。</p> <p>障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) (市町村等の責務)</p> <p>第二条</p> <p>3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健福祉法第2条</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上の</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神疾患、発達障害に係るモデル的医療の実践・普及(ACT、チームによる退院促進等)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援法第 3 条 ・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日新健康フロンティア戦略賢人会議) ・医療観察法第 81 条 ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・自殺対策基本法第 14 条 	<p>ための施策を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。 ・発達障害児等を支援する体制の構築 ・厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。 ・精神病床の機能分化と地域医療体制の整備 ・入院形態ごとの適切な処遇の確保と精神医療の透明性の向上 ・国民の心の健康の保持に係る体制の整 	<ul style="list-style-type: none"> ・先端医療の普及の促進(DNA 診断、認知症及び統合失調症の早期診断等、遺伝子カウンセリング等) ・専門医療の普及を促進(難治性の統合失調症、うつ病、児童思春期精神疾患、薬物依存、学習障害等) ・発達障害の診断・治療・支援 ・指定入院医療機関として、医療観察法病棟の適切な運営
--	--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第 15 条 ・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(自殺対策関係省庁連絡会議) ・新健康フロンティア戦略 <u>(研究)</u> ・精神保健福祉法第 2 条 ・自殺対策基本法第 11 条 	<p>備に必要な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神科医の診療を受けやすい環境の整備等必要な施策 ・自殺の危険性が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けることの体制や精神科救急体制の整備 ・うつの早期発見・早期治療の推進 地域での理解の促進、相談・治療体制の整備 <u>(研究)</u> ・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。 ・国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病に関する専門医療の普及を促進 <u>(研究)</u> ・精神・神経疾患研究委託費 ・乳幼児期から児童・思春期、成人期、老年期に到るまでの種々の社会医学的研究及び精神保健福祉関連研究の実施 ・精神医療の退院促進及び地域包括ケア(ACT)の開発 ・自殺対策のための戦略研究 ・一般診療科と精神科との連携強化システムの構築に関する研究 ・心理学的剖検に関する研究 ・自殺未遂者・遺族ケアに関する研究
--	---	--	--